

平成31年3月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	平成31年2月27日(水)
招集場所	北名古屋市東図書館 2階 会議室2
開 会	平成31年2月27日(水) 午後3時
応招委員 (出席委員)	<p>教育長 吉田 文明</p> <p>委員(教育長職務代理者) 池山 健次</p> <p>委員 加藤 知津子</p> <p>委員 大口 喜久子</p> <p>委員 鈴野 範子</p> <p>委員 岡島 秀隆</p>
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	<p>教育部長 大野 勇、教育部参事 千田 秀樹</p> <p>教育部次長兼生涯学習課長 植手 厚、教育部副参事兼学校教育課長 田島 孝道</p> <p>教育改革専門員 諸星 明彦、スポーツ課長 酒井 英昭、学校教育課主幹 安井 政義</p> <p>学校教育課課長補佐 山本 悦子</p>
提出議案	<p>議案第5号 第2期北名古屋教育推進スキームについて</p> <p>議案第6号 平成31年度北名古屋市教育委員会基本方針について</p> <p>議案第7号 北名古屋市共同学校事務室設置規程の制定について</p> <p>議案第8号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正について</p> <p>議案第9号 北名古屋市立学校における学校事務組織の編制及び事務の共同 処理に関する要綱の廃止について</p> <p>議案第10号 北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱 の制定について</p> <p>議案第11号 北名古屋市立学校評議員設置要綱の廃止について</p> <p>議案第12号 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一 部改正について</p> <p>議案第13号 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部改正について</p> <p>議案第14号 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規 則の一部改正について</p> <p>議案第15号 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一 部改正について</p>

	<p>議案第16号 北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第17号 北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第18号 北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第19号 教職員の人事異動について（非公開）</p>
閉 会	平成31年2月27日（水） 午後4時55分
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午後 3 時 開会 >

**教育長（吉田文明）**

只今の出席者は 6 名で定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

只今から平成 31 年 3 月北名古屋市教育局教育委員会を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題といたします。

お諮りいたします。平成 31 年 2 月 4 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、前議事録は原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

**教育長（吉田文明）**

日程第 2、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等報告については、別紙をもって報告させていただきます。2 月 4 日から 2 月 25 日までに出席した会議・行事等になります。続きまして、(2)その他報告に移ります。愛知県教育長研修会について、資料 1 をご覧ください。県の研修会において、平成 31 年度当初予算の説明がございました。主な事業をまとめた資料となっております。この地域に近い取組として、朝日遺跡魅力発信事業として資料館が建設されます。次に、尾張部都市教育長会について、資料 2 をご覧ください。2 月 8 日に長久手市で開催されました。県教育委員会から教員の多忙化解消プランの取組状況、教員の資質向上に関する協議会と教員研修計画の策定について説明がありましたが、平成 29 年度に取り組み、それに基づいて平成 30 年度に愛知県教員研修計画を策定したと報告がありました。本市も策定された計画に基づき、進めてまいりたいと考えております。また、交通安全とインフルエンザ予防についての説明がありました。只今の報告について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

(3)所管事項報告、平成 31 年度第 1 回市議会定例会について報告をお願いします。

## 教育部長（大野勇）

私から、平成31年第1回北名古屋市議会3月定例会についてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。議会の初日に、市長から平成31年度の施策方針が示されました。第2次総合計画の各分野ごと、具体的な取組として教育・文化分野は2ページの中段下あたりになりますが、「豊かな学びと心を育み文化の薫るまち」として、次代を担う子どもたちの可能性を十分伸ばせるよう、多様な学習機会を提供し、心と体の健全な成長を促す、いわゆる文武両道を目指した教育環境を整え、1つ目に小中学生の英語教育を更に推進するため、小学校5・6年生の英語の授業に教科担任制を導入し質の高い英語教育を行うことを、2つ目として、中学生を対象に水泳指導の質の向上を図るため、市内の民間屋内プール施設を活用した体育授業を試行的に行うことが示されました。次に、提出議案についてご報告いたしますので、資料を2枚おめくりいただき議案番号簿をご覧ください。本議会への提出議案は36議案で、教育部からは裏面にあります第22号「和解及び損害賠償の額の決定について」を提出しております。これは中学校野外学習の帰り道に、教員が市の公用車で起こしました交通事故に関しまして、相手方との示談交渉により和解のご了承を得ましたので、和解及び損害賠償額決定の議決をお願いするものです。最後に一般質問についてご報告いたします。資料を付けさせていただきましたが、個人質問は8名の議員から17件の質問があり、教育部への関連質問は、裏面にあります6番の上野雅美議員の「学校における感染症対策について」と、7番の神田薫議員の「駅伝・マラソンのまちづくり」についての2件でございます。学校における感染症対策については、小中学校における感染症の発生状況と学年・学級閉鎖の状況及び感染予防に対する取組、もう1点、インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の提出に関する質問がありました。駅伝・マラソンのまちづくりについては、北名古屋ふるさとマラソン事業などに関する開催内容や今までの経緯についてと、今後の事業スケジュールについての質問があり、現在答弁内容の調整を行っているところでございます。なお、資料は付けてはございませんが、冒頭で申し上げました平成31年度施政方針について、市政クラブ、公明党及び共産党から代表質問が提出されております。以上で、第1回議会定例会の報告とさせていただきます。

## 教育長（吉田文明）

只今の報告について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

## 教育長（吉田文明）

(3)所管事項報告、学校教育課お願いします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

資料4の小中学校卒業式教育委員会告辞及び来賓祝辞等名簿をご覧ください。現在の状況でございます。変更点として、白木小学校と白木中学校に市長が出席する予定でしたがご都合が悪いため名簿に載せてございません。また、議長も両日とも都合が悪いとの連絡が入っており、代理出席となる見込みです。よろしく申し上げます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

次に、生涯学習課お願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

資料5の平成30年度中学生語学留学事業（グアム英語研修ツアー）についてをご覧ください。平成30年度も昨年度と同様に5泊6日の日程で、ほぼ同じ内容で実施します。変更点としては、最終日のグアム出国便が早朝となりました。この事業の参加者は12名ですが、応募者は32名ありました。12名の内訳ですが、男子6名、女子8名、学年は1・2年生が各6名です。学校別は、11名が市内中学校、1名が私立中学校の生徒です。随行者として、市職員2名と委託業者のNPO法人が2名、計4名です。事前研修を既に3回実施しており、3月10日の最後の研修を経て現地に行きます。また、4月には事後研修と報告会を予定しております。以上で説明を終わります。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告について、ご質問等ございませんか。

**教育長（吉田文明）**

応募者は、市内の全ての中学校からありましたか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

全ての中学校から応募がありました。

（池山委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

池山委員、お願いします。

**委員（池山健次）**

どのようにして合否を決めましたか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

面接と筆記の試験を実施しました。

**教育長（吉田文明）**

評価基準は、どのような点でしたか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

面接での積極性、また、英語がどのくらい話せるのかを重点に評価しました。

**教育長（吉田文明）**

報告は、以上とします。

**教育長（吉田文明）**

日程第3 議案審議に移ります。

議事に入る前にお諮りしたいことがあります。本日の議案第19号は人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより非公開とすることについて、私から発議させていただきます。また、同条第8項に討論を行わないでその可否を決しなければならないとされていますので、合わせて採決をいたします。

議案第19号 教職員の人事異動について、を非公開とすることにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第19号 教職員の人事異動についてを非公開とします。

**教育長（吉田文明）**

議案第5号 第2期北名古屋教育推進スキームについて、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**学校教育課主幹（安井政義）**

議案第5号、第2期北名古屋教育推進スキームについてを説明いたします。提案理由ですが、北名古屋市の教育振興のための施策に関する基本的な方向性を示す必要があるからでございます。最初に、北名古屋教育推進スキーム

の位置付けについて説明させていただきます。教育基本法第17条において、地方公共団体の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を、国の計画を参酌し定めることが求められています。本市では、平成26年2月に北名古屋教育推進スキームを策定し、各施策を展開してまいりましたが、計画期間が平成30年度で満了となるため、新たな計画期間を設定した第2期北名古屋教育推進スキームを策定するものです。なお、第2期北名古屋教育推進スキームは、計画期間を2019年度から2023年度までの5年間としています。資料の説明については、全体で50ページ以上ございますので、要点を絞って説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。表紙をおめくりいただき、「はじめに」の下から2行目からご覧ください。この基本計画をスキーム、基本的方針をミッション、基本施策をビジョン、具体的施策をアクション、成果指標をターゲットリストと項目立てし、まとめています。次ページをご覧ください。全体構成ですが、「I 2030年を展望した教育政策」、「II 教育施策に関する基本的な方針（ミッション）」、「IIIからVIIまでが各編」、最後に「VIII 教育施策推進上の留意点」として取りまとめています。次ページをご覧ください。教育大綱と総合計画、そして、教育推進スキームの体系図となります。次に、1ページの下段の「II 教育施策に関する基本的な方針（ミッション）」をご覧ください。第2期教育推進スキームにおいて、5つのミッションを掲げております。この5つのミッションについて、各編ごとに施策を示しています。それでは、「III 学校教育編」の説明に移ります。表紙と目次をおめくりいただき、学校教育編の1ページをご覧ください。学校教育編では、「ミッション1 夢と志を持ち、可能性に挑戦し生き抜くために必要な力を育成する」、「ミッション4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「ミッション5 教育政策推進のための基盤を整備する」の3つを取り扱います。各ミッションのビジョンのみ読み上げさせていただきますが、ミッション1については、「確かな学力」から始まり、2ページでは「豊かな心の育成」、5ページでは「健やかな体の育成」、7ページでは「家庭・地域及び学校との連携・協議の推進」、「グローバルに活躍する人材の育成」、8ページの「イノベーションを牽引する人材の育成」までの施策について具体的な内容や指標を掲げています。次に、ミッション4については、「家庭の経済状況や地理的条件への対応」と「多様なニーズに対応した教育機会の提供」となります。最後に、ミッション5については、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等」、13ページの「ICT利活用のための基盤の整備」、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」、「児童生徒等の安全の確保」までの施策について具体的な内容や指標を掲げています。以上で、学校教育課の説明を終わります。

#### 教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

続きまして、「IV 生涯学習編」についてご説明します。1ページをご覧ください

ださい。生涯学習編では、第3期教育振興基本計画と中央教育審議会の答申等を参酌し、策定いたしました。生涯学習編では、ミッションの1、2、5を取り扱います。「ミッション1 夢と志を持ち、可能性に挑戦し生き抜くために必要な力を育成する」では、「学びへの参加のきっかけづくりの推進」、「多様な主体との連携・協働の推進」を掲げております。3ページをご覧ください。「ミッション2 生涯学び、成長し、活躍できる環境を整える」では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「社会人のリカレント教育の推進」、学び直しの教育の推進していくものです。さらに、「新しい時代に向けた社会教育施設の有効活用」を掲げております。5ページをご覧ください。「ミッション5 教育政策推進のための基盤を整備する」では、「安全・安心で質の高い放課後児童対策の推進」、「土曜学習の推進」を掲げております。

次に、「V 文化芸術編」についてご説明します。表紙をおめくりいただき、裏面をご覧ください。国では16年ぶりに文化芸術基本法の改正を行い、法律名を文化芸術法に改め、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定めるとともに、地方公共団体に対し、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努力義務を課しております。これを受けて、本市において初めて、地方文化芸術推進基本計画に当たるスキームを策定いたしました。1ページをご覧ください。文化芸術編では、ミッションの1、2を取り扱います。「ミッション1 夢と志を持ち、可能性に挑戦し生き抜くために必要な力を育成する」では、「創造的で活力のある社会の実現」、「心豊かで多様性のある社会の実現」を掲げております。「ミッション2 生涯学び、成長し、活躍できる環境を整える」では、「文化芸術の創造・発展・継承と教育の推進」と「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム（環境）の整備」を掲げております。

次に、「VI 読書活動推進編」についてご説明します。表紙をおめくりいただき裏面をご覧ください。子どもの読書活動を推進する内容であることをお示ししております。1ページをご覧ください。読書活動推進編では、「ミッション2 生涯学び、成長し、活躍できる環境を整える」を取り扱います。「発達段階に応じた取組」、「家庭における取組」、「地域における取組」、4ページの「学校等における役割と取組」、8ページの「子どもの読書への関心を高める取組」、10ページの「民間団体の活動に対する支援」、11ページの「普及啓発活動」を掲げています。生涯学習課からの説明は以上でございます。

## スポーツ課長（酒井英昭）

続きまして、「VII スポーツ編」についてご説明します。表紙の裏面に、スポーツ編作成にあたっての考え方をお示ししております。国におきましては、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。そこでは、スポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツ機会を提供するス



スポーツ団体であるとし、さらに、人々がスポーツの力で人生を楽しく、健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現を目指しております。こうした動きの中、本市におきましては、この「第2期スポーツ基本計画」及び平成30年3月に改訂されました愛知県の「いきいきあいちスポーツプラン」を参酌し、スポーツを通じた活力ある社会づくりのため、市民スポーツを推進する施策の方向性をスポーツ編としてまとめました。1ページをご覧ください。スポーツ編におきましては、5つの基本方針のうち、「ミッション3 誰もがスポーツに親しみ、健康と絆を育むスポーツ環境を整える」を取り扱います。また、この基本方針を達成するため、4つ基本施策・ビジョンを掲げております。1ページには「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、2ページでは「スポーツ実施率の向上」、3ページでは「スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保」、4ページでは「スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進」を掲げております。また、各ビジョンには具体的施策としてのアクション、成果指標としてのターゲットリストを掲げております。スポーツ課からの説明は以上でございます。

#### 学校教育課主幹（安井政義）

最後の編となります「Ⅷ 教育政策上の留意点」を説明いたします。教育政策を推進するに当たって、留意すべき事項をまとめた編となります。表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。「1 根拠に基づく教育政策の推進」については、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要であるものの、教育分野は他の政策分野と比較すると成果が判明するまでに長い時間が要するものが多いこと、成果に対して、家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多いことなどに留意し、総合的に判断して取り組む必要があることを示しています。2ページをご覧ください。「2 教育投資の在り方」として、教育の成果は、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され、また、これからの社会の重要なテーマである人生100年時代や超スマート社会の実現に向けて教育の果たす役割はこれまで以上に大きく、教育への投資は個人及び社会の発展の礎となる、未来への投資であることから充実させる必要があることを示しています。3ページをご覧ください。「3 本計画期間における教育投資の方向性」については、各教育段階における教育の質の向上を図り、真に必要な教育投資を確保していくこと、また、教育の充実には広く市民の理解が必要となることから不断の改革・改善を徹底し、効果を発信していく必要があることを示しています。4ページをご覧ください。「4 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造」については、未来を展望しようとするとき、技術革新の動向や人々を取り巻く社会環境が急速に変革する中で、現時点で明確に描くことは限界があることから、次世代の教育の創造に向けた取組を進めること等が重要であると示しています。以上で、北名古屋教育推進スキームの説明を終わります。

**教育長（吉田文明）**

多岐にわたり多くの内容となっておりますので、少しお時間をとらせていただきます。只今の説明について、ご質問等ございますか。

（岡島委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

岡島委員、お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

このスキームは、どこに提出されますか。

**学校教育課主幹（安井政義）**

本委員会でご承認いただけましたら、教育部内部の指針として活用してまいります。また、国や県から計画書の照会があった場合や求められた場合に、このスキームが提出する資料となります。

**委員（岡島秀隆）**

その様な取扱いであれば文言を厳密にしておく必要があると思います。少し分かりにくいと感じたのが、生涯学習編の2ページのビジョン2、「多様な主体との連携・協働の推進」とありますが、多様な主体とは一体何を指しているのか分かりにくいと感じました。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

社会教育団体、大学や企業などを指しております。

**委員（岡島秀隆）**

主体とは、個人を想定してしまうため、団体や組織だと分かるようにした方が良いのではないのでしょうか。

**教育長（吉田文明）**

関係団体や各種関係団体など、分かりやすい表現に修正してはどうか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

多様な主体という語句を、ビジョンだけでなくアクションにも使っておりますので、見直してまいります。

**教育長（吉田文明）**

教育推進スキームの各編について、本委員会の他に、どの分野でどの様な審議を行っていますか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

学校教育編を除いた社会教育の分野については、社会教育委員会で審議を経てご承認いただきました。また、読書活動編についても図書館協議会において審議を経てご承認いただきました。

**教育長（吉田文明）**

スポーツ編は審議を行いましたか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

社会教育委員会で審議を経てご承認いただきました。

**教育長（吉田文明）**

体育推進委員会で提案しておいてください。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

承認をいただいた後に、体育推進委員会に報告させていただきます。

**委員（鈴野範子）**

2点質問します。EBPMという単語がありますが意味を教えてください。  
2点目として、第1期のスキームがあつての第2期だと理解していますが、第1期のスキームで目標まで達していない項目がありますか。

**学校教育課主幹（安井政義）**

EBPMが聞きなれない単語であるため、資料については、略さず正式な名称に修正させていただきます。なお、意味としては、証拠に基づく政策立案、統計やデータを活用して政策立案していくというものです。

**教育長（吉田文明）**

今、国会で勤労統計が問題視されていますが、それは、国が統計やデータに基づいて政策決定や進めているからです。証拠に基づいた政策立案、評価に基づいた政策を行っていますが、その基本となるエビデンス、証拠がごまかされていたためです。国では、EBPMを全面展開するよう各省庁に指示が出ています。文部科学省も同じです。本市においても出来る限り進めたいと考えています。

**学校教育課主幹（安井政義）**

2点目の質問について、本市のスキームは国の計画を参酌していることを説明させていただきましたが、国の第1期計画では、10年間で目指す教育像がテーマでした。第2期では、自立・協働・創造を軸に計画が策定されま

した。第3期では、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、第2期計画を継承しつつ、人生100年時代や、可能性とチャンスの最大化をキーワードにしてまとめられております。計画の中に指標があるのですが、具体的な数値が示されていないこともあり、検証までは出来ていません。

#### **教育長（吉田文明）**

目標まで達しているかの検証ですが、残念ながら評価はできておりません。毎年行っている教育委員会評価でスキームとリンクするようにはしておりますので、ある程度は網羅しております。しかし、スキームに挙げた全項目については評価は出来ていません。限界があると感じています。国では、項目を全て点検をしていますが、その作業に約2年かけて評価し、新しい目標を掲げています。市町では、その作業まで至っていません。

#### **委員（鈴野範子）**

内容が盛りだくさんなため、果たしてそこまで目標高く、たどりつけるのかが心配になりました。

#### **教育長（吉田文明）**

第1期のスキームの策定時に、国の進む方向性が示された計画を参酌しました。よって、全ての項目について市町では実施できない部分もあります。しかし、国の方向性を意識した取組は実施出来たので、市町の職員や学校が何かを進める時に、方向性を見極める時に参考になる資料となりました。本市が様々な取組を進めていく中で、国の政策を参酌し進めることにより、結果として国や県の支援を受けることが出来たりします。国の計画は、根幹をしっかりと議論して決定しているため、これからの教育が進む方向性を誤ることなく進めることが出来ると思っています。行政にとって方向性を示した計画として取り入れています。

#### **委員（池山健次）**

読書活動推進編について、本市では初めての策定となりますか。

#### **教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

前は、子ども読書活動推進スキームという名称で策定しておりました。

#### **委員（池山健次）**

読書活動推進編についても、国の計画がありますか。

#### **教育長（吉田文明）**

各課の全ての編について、国の計画があります。

## 教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第5号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

## 教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第5号 第2期北名古屋市教育推進スキームについて、は承認されました。

## 教育長（吉田文明）

議案第6号 平成31年度北名古屋市教育委員会基本方針について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

## 学校教育課主幹（安井政義）

議案第6号、平成31年度北名古屋市教育委員会基本方針について、この案を提出するのは、北名古屋市としての教育の基本方針を示す必要があるからでございます。平成31年度教育委員会基本方針についての表紙を1枚おめくりいただき、「I 学校教育課」を説明させていただきます。「1 基本方針」、「2 基本的理念」、「3 重点目標」については、2月4日の教育委員会の議案とし、ご承認いただきました平成31年度学校教育目標と同じ内容となりますので、説明を割愛させていただきます。2ページの「4 重点目標に対する関係推進事業」について、新規事業を中心に説明させていただきます。「(1)社会を生き抜く力を育む」では、3ページの「民間プール活用モデル事業」についてですが、学校プール施設の代替えとして、民間施設の有効活用と水泳授業の質の向上を図るため、民間の屋内プールを活用した体育授業を試行的に実施します。具体的には、西春中学校の水泳授業を市内唯一のスイミングスクールで実施するもので、事業費は3,981千円を計上しております。「(2)世界に羽ばたく力を育む」では、英語専科講師の配置として、平成31年度の4月から小学校5・6年生の英語力の向上を目指し、中学校英語免許状を持った先生が授業を行います。4ページをご覧ください。「(4)いじめ、不登校等への取組を徹底」についてですが、「ハッピートーク出前事業」として、小学校4・5年生を対象にして、言葉の力で自分の考え方を前向きにしていく等、社会的能力の育成トレーニングを民間の力を活用して行うものです。5ページをご覧ください。「(6)教育環境の充実」として、小中学校の管理費と小中学校の整備事業がございましたが、新規事業として、「スクール・サポート・スタッフ設置事業」として、学習プリント等の印刷や授業準備の補助などを教員に代わって行う者を中学校に配置することで、教員の負担軽減を図るものです。事業費1,128千円を計上し、平成31年度は試行的に1名を配置いたします。以上で学校教育課の説明を終わります。

## 教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

続きまして、生涯学習課の説明をさせていただきます。基本方針と重点目標については、先ほどのスキームの中でミッションとビジョンにより説明させていただきましたので、7ページの「3 重点目標に対する関係推進事業」をご覧ください。「(1)学びへの参加のきっかけづくりの推進」では、子育て支援の推進、家庭教育推進講演会や子育て講座を開催してまいります。「児童生徒の英語力向上」では、児童生徒の英語力推進事業として、土曜英語教室、夏期英語体験研修、中学生語学留学事業などを行ってまいります。8ページをご覧ください。「伝統や文化に触れる機会の推進」では、図書券による学習機会の提供として図書館運営、図書館資料購入費があります。歴史民俗資料館による学習機会の提供、歴史的建造物等保存事業、文化財・埋蔵文化財保護の基盤整備事業を行ってまいります。9ページをご覧ください。「(2)多様な主体との連携・協働の推進」では、多様な主体との芸術文化・交流活動の推進として、芸術文化事業ではパペットフェスタや市民音楽祭があります。子ども交流事業として、子ども交流セミナーやみょうこうアドベンチャーキャンプを行ってまいります。成人式開催事業、10ページをご覧ください。地域学校協働活動推進員の育成強化として、地域学校協働本部事業の事業費を2,113千円計上しております。ボランティアの充実も図ってまいります。「(3)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」では、生涯学習講座の充実として、生涯学習講座の事業費2,457千円を計上しています。文化芸術事業の充実では、社会教育関係団体補助事業を行ってまいります。文化芸術への後援も盛んに行ってまいりたいと考えております。11ページをご覧ください。「(4)社会人のリカレント教育の推進」では、リカレントニーズの発掘と実践を行ってまいりたいと考えております。「(5)新しい時代に向けた社会教育施設の有効活用」では、施設の持続可能な運営の推進として、文化勤労会館、東公民館、図書館、文化の森などの事業費を計上しております。未来型思考の施設運営として、指定管理者制度の導入やネーミングライツの導入を考えていきたいと考えております。12頁をご覧ください。「(6)安全・安心で質の高い放課後児童対策の推進」として、放課後子ども教室の質的充実を図ってまいりたいと考えております。10校のうち8校を委託し、2校を市直営で行っておりますが、平成31年度からは全校をNPO等へ委託する予定で、事業費55,815千円計上しております。学習の場の確保と地域との連携の充実を、放課後児童対策で図ってまいりたいと考えております。「(7)土曜学習の推進」では、土曜学習のプログラムを推進してまいります。子ども人形劇団、子供伝統芸能体験教室、少年少女発明クラブを推進してまいります。以上で、生涯学習課の説明を終わります。

## スポーツ課長（酒井英昭）

続きまして、スポーツ課の基本方針についてご説明します。資料の13ページをご覧ください。「1 基本方針」、「2 重点目標」をお示ししておりま

すが、こちらは、先程ご説明しました教育推進スキームのスポーツ編のミッションとビジョンの内容となっておりますので、説明は省略させていただき、「3 重点目標に対する関係推進事業」から説明させていただきます。「(1)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の具体的施策であるスポーツに親しむ機会の充実、子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立など6項目の事業として、アの体育協会推進事業、イのスポーツクラブ推進事業、ウのレクリエーション協会推進事業、以上のア・イ・ウにつきましては各スポーツ団体に対し運営費の一部補助と各種事業及び組織運営のための体制整備を支援するものでございます。次に、エのスポーツ競技全国大会等出場者激励事業は、スポーツの全国大会等に選手として出場される方に激励金を支給し、本市の名声と競技力の向上を図るものでございます。「(2)スポーツ実施率の向上」の具体的施策である家族で参加できるスポーツイベントの開催、特定の年齢層をターゲットにしたスポーツイベントの開催の2項目の事業として、アの親子体操教室事業が継続事業となります。イのスポーツ資料展示事業は、新規事業となりますが、本市出身で市のスポーツ大使である稲葉篤紀さんからユニフォームやバットの寄贈と世界大会での優勝記念リング等の貸与のお申し出をいただいております、それらの品々を東京オリンピック終了までは健康ドームと総合体育館で順番に展示し、オリンピック終了後は、総合体育館において寄贈品の常設展示を実施してまいりたいと考えております。次に、ウの妙高市コシヒカリマラソン参加事業、エの愛知県市町村対抗駅伝競走大会、オの北なごやふるさとマラソン事業、カの北名古屋市民体育祭事業、以上のウ・エ・オ・カの4つの事業については継続事業となります。次に、キの市民駅伝大会実施計画書作成事業は、新規事業となります。チームの一体感を強めるだけでなく、地域コミュニティを活性化させる効果的な競技である駅伝大会を開催したいと考えており、その準備として2019年度に実施計画の素案を作成するものでございます。15ページをご覧ください。「(3)スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保」の事業として、アのスポーツ指導者の育成・スポーツ指導員等資格の取得支援、イのスポーツ推進委員の育成、以上の2事業を実施してまいります。「(4)スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進」の具体的施策であるスポーツ施設の長寿命化など5項目の事業として、アからコまでの10個の事業を掲げておりますが、アからケまでについては、スポーツ施設の適正な維持管理、利便性向上のための改善と有効活用の促進を図る内容となっております。また、コにつきましてはスポーツ施設の大規模な改修事業となります。大規模改修の主な事業としましては、総合運動広場グラウンドのトイレ新設工事を始め記載の改修工事を行う予定です。スポーツ課からの説明は以上でございます。

## 教育長（吉田文明）

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(加藤委員、挙手)

**教育長（吉田文明）**

加藤委員、お願いします。

**委員（加藤知津子）**

市民駅伝大会実施計画書作成事業について、駅伝を実施することが決まっていますか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

駅伝を2020年度に開催したいと考えております。

**委員（加藤知津子）**

この資料に明記するまでには至っていませんか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

マラソンを支援いただいているスポーツ団体と地域の方の理解があった上での駅伝大会を実施したいと考えております。

**委員（加藤知津子）**

マラソンと駅伝の両方を行うのですか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

そういったことも含めて検討していきたいと考えております。

**委員（池山健次）**

西春中学校夜間照明設備撤去工事について、夜間照明は廃止することですか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

現在、西春中学校、白木中学校、天神中学校の3校に照明が設置されております。師勝中学校と訓原中学校は老朽化に伴い撤去しました。夜間照明の実施率が50%を下回っているため、西春中学校についても老朽化に伴い撤去いたします。なお、今後の利用状況の変化により新設が必要となりましたら、地区的なバランスを考慮し検討してまいりたいと考えております。

**委員（池山健次）**

学校開放運営事業について、西春高校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で開放することは、既に進めていますか。



#### スポーツ課長（酒井英昭）

この取組は既に導入されており、主に硬式野球の団体がグラウンドを使用しています。

#### 委員（大口喜久子）

ハッピートーク出前事業について、民間の力を活用し実施するとありますが、もう少し具体的に説明してください。

#### 学校教育課主幹（安井政義）

言葉の力で自分の考え方を前向きにしていくトレーニングを実施している団体に、小学校4・5年生のクラス単位で2時間程度の授業を行っていただきます。

#### 委員（岡島秀隆）

社会人のリカレント教育の推進について、具体的な内容を説明してください。例えば、リカレント教育の中で、資格を出す等を考えていますか。

#### 教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

そこまでは至っておりません。初めての試みであり、名古屋芸術大学と連携を図りながら、模索してまいりたいと考えています。

#### 委員（岡島秀隆）

実例として、心理学を学んだ方が、心理学の大学院に学び直しで入って臨床心理士の資格取得を始めています。先ではそこを目指していただきたいので、市内に捉われることなく幅広く推進していただきたいです。

#### 教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

学び直しの好循環を目指し、動機付けを事業として進めていきたいと考えております。

#### 委員（岡島秀隆）

期待しています。

#### 教育長（吉田文明）

事例として、生涯学習部門が、幅広く大学を紹介するという仕組みが進んでいます。

#### 委員（岡島秀隆）

リカレント教育の情報を提供することが大事だと思います。

**教育長（吉田文明）**

本人の強い意志があれば、放送大学は自宅に居ながら学ぶことができます。

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第6号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第6号 平成31年度北名古屋市教育委員会基本方針については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第7号 北名古屋市共同学校事務室設置規程の制定について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

議案第7号、北名古屋市共同学校事務室設置規程の制定についてをご説明申し上げます。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、北名古屋市立小学校及び中学校に共同学校事務室を設置するため、事務の共同実施に係る責任及び権限について明確化することにより、事務職員の育成、資質の向上及び事務処理のさらなる効率化や事務処理体制の強化を進めるため、本規程を定める必要があるからでございます。1枚おめくりいただき、第1条に趣旨として、法律の一部改正に伴い、共同学校事務室を設置するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条に室長、副室長、室員ほかの共同学校事務室の組織を定めております。室長は現在のブロックリーダーに当たります。次ページの第3条に、室長の職務について定め、第4条で事務等の内容の教育委員会への報告について定めております。第5条に事務長の専決事項について定め、第6条に室長及び室員の所属等、第7条に服務等について定めております。第8条には、ブロック間の連絡調整、教育委員会事務局との調整を行う統括室長の設置、選任及び任期について定めています。第9条に学校事務共同実施協議会の設置、構成、会議の招集について定め、第10条に室長会議の開催、構成及び出席について定めています。第11条に学校事務共同実施連携会議の開催、構成及び招集について定めています。附則として、この規程は、平成31年4月1日から施行するとしています。なお、本市では、平成25年度から3つのブロックに分けて運用を始めています。平成27年4月に要綱を定め、各ブロックにリーダーを置き運用しております。この度、法律に制度化されましたので、呼び方を変更し新しく規程を制定するものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

補足説明いたします。共同学校事務室の設置とありますが、これは組織のことです。事務室という組織になります。例えば、名古屋市教育委員会では指導室という部屋がある、そういった自治体もあります。本市に配属の学校事務職員が、事務を共同で行う組織を事務室という名称にしました。これは、愛知県下全ての取組です。

（池山委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

池山委員、お願いします。

**委員（池山健次）**

室長になる方の役職は、市町によって異なりますか。

**教育長（吉田文明）**

仰るとおりです。

**教育長（吉田文明）**

事務職員の共同実施について、愛知県は全国的にも早く取り組んでおり、順調に進んでいる県だと思います。

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第7号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第7号 北名古屋市共同学校事務室設置規程の制定については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第8号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

議案第 8 号、北名古屋市立学校管理規則の一部改正についてをご説明申し上げます。提案理由は、北名古屋市立小学校及び中学校に共同学校事務室を設置するため、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等を定めるため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。3 枚おめくりいただき、北名古屋市立学校管理規則の一部改正新旧対照表をご覧ください。第 24 条第 1 項では、学校に事務職員の職を「置くことができ」を「置き」に変更し、主任及び主事の職務内容を改めるものです。第 24 条第 2 項関係では、「別表」を「別表第 1」に字句を改めるものです。第 25 条では、見出しの「省令事務長及び事務主任」を「省令事務長及び省令事務主任」に改め、第 1 項で事務主任を省令事務主任に規定し、第 2 項で省令事務長は総括事務長又は事務長、省令事務主任は主査又は主任のうちから教育委員会が命ずることを定めるものです。新旧対照表を 1 枚おめくりください。第 30 条では、見出しの「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改め、第 1 項でブロック単位で共同学校事務室を置くことができることを規定し、そのブロック単位の構成校について新たに別表第 2 として定め、第 2 項で共同学校事務室を設置する学校は、教育委員会が別に定めるとし、第 3 項で共同学校事務室において処理する事務の内容を定め、第 4 項で共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとするものです。附則として、この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしております。説明は、以上となりますので、よろしく願いいたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第 8 号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第 8 号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第 9 号 北名古屋市立学校における学校事務組織の編制及び事務の共同処理に関する要綱の廃止について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

### 教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第9号、北名古屋市立学校における学校事務組織の編成及び事務の共同処理に関する要綱の廃止についてをご説明申し上げます。提案理由は、北名古屋市立小学校及び中学校に共同学校事務室を設置するため、北名古屋市共同学校事務室設置規程を制定し、本要綱を廃止する必要があるからでございます。1枚おめくりいただき、北名古屋市教育委員会告示第5号をご覧ください。本要綱を廃止する要綱でございます。下から4行を読ませて頂きます。北名古屋市立学校における学校事務組織の編成及び事務の共同処理に関する要綱（平成27年北名古屋市教育委員会告示第7号）は廃止する。附則として、この要綱は平成31年4月1日から施行するとしています。資料として、廃止する要綱を付けさせていただきます。説明は以上となりますのでよろしくお願ひします。

### 教育長（吉田文明）

第7号で承認された規定の4月1日施行に伴い、この要綱を4月1日に廃止するという説明でしたが、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

### 教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第9号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

### 教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第9号 北名古屋市立学校における学校事務組織の編成及び事務の共同処理に関する要綱の廃止については承認されました。

### 教育長（吉田文明）

議案第10号 北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱の制定について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

### 学校教育課主幹（安井政義）

議案第10号、北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱の制定について説明いたします。この案を提出するのは、北名古屋市立中学校にスクール・サポート・スタッフを設置し、教員の業務支援を図り、教員が一層生徒への指導及び教材研究等に注力できる体制を整備するため、本要綱を定める必要があるからでございます。1枚おめくりいただきますと、

設置する要綱となりますが、第1条の設置では、教員が一層生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、スクール・サポート・スタッフを置くものです。第2条では身分、第3条では任用、第4条では任期とあり、第5条では職務として、校長の監督を受け、学習プリント等の印刷及び配布準備や授業準備の補助等に従事するとしています。第6条では勤務日、第7条では休暇等について定めており、平成31年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（岡島委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

岡島委員、お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

何名の方を雇用する予定ですか。

**学校教育課主幹（安井政義）**

平成31年度は試行とし、予算の関係もあり1名のみです。1名の方を中学校にスクール・サポート・スタッフとして登用し、その効果を捉え、予算が確保できれば来年度以降の増員も進めてまいりたいと考えています。

**教育長（吉田文明）**

先ほど、事務職員の共同実施の件がありましたが、大きな流れの中で働き方改革の一環として、もう一方ではチーム学校の考え方、学校業務を分担し、先生方の負担を少なくするという国の政策の1つです。その制度を活用し、本市は1人分の予算が確保できました。

**委員（池山健次）**

1つの中学校に1人の配置について、どんな方を登用する予定ですか。

**学校教育課主幹（安井政義）**

学校の中に入って事務をサポートしていただきますので、これまで学校に出入りしている方を探しています。

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第10号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第10号 北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱の制定については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第11号 北名古屋市立学校評議員設置要綱の廃止について、を議題といたします。説明を担当課からお願いします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

議案第11号、北名古屋市立学校評議員設置要綱の廃止についてをご説明申し上げます。提案理由は、北名古屋市立小学校及び中学校すべての学校に学校運営協議会が設置されたことにより、本要綱を廃止する必要があるからでございます。学校評議員制度は、平成12年の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みが初めて制度化されたものでございます。人数や委嘱期間など学校評議員の具体的な在り方については、学校の設置者が定めるものとされたことから、学校評議員設置要綱を定めました。参考に、現行の北名古屋市立学校評議員設置要綱を付けさせていただきます。一方、本市では地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠とした学校運営協議会制度を平成24年度から取り組み、平成29年度には全小中学校に学校運営協議会を設置しております。資料として、北名古屋市学校運営協議会規則を付けさせていただきますので、ご覧ください。第2条に協議会は、北名古屋市立学校の学校運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関としてとあります。学校評議員が個人で校長の求めに応じて意見を述べる事が出来るのに対し、学校運営協議会は協議する機関としてより深く学校運営に関わっています。2ページをご覧ください。第5条第1項には、学校運営協議会は学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べる事ができるとあります。学校評議員は校長の求めに応じ意見を述べる事ができるので、協議会の方がここでも学校への関与の度合いが強いことが分かります。第6条には、学校の運営状況等について評価を行うものとするがありますが、学校教育法施行規則第66条の学校評価についても、より学校に深く関わっている学校運営協議会が評価を毎年度1回以上行うこととしております。これらのことから、北名古屋市立学校評議員設置要綱を廃止するものです。説明は以上となります。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第 1 1 号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第 1 1 号 北名古屋市立学校評議員設置要綱の廃止については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第 1 2 号 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第 1 2 号、北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。提案理由は、公民館の使用に際し、過去 1 年以内に公民館、文化会館及び勤労福祉会館において、使用の許可を受けたことがある者に限り、使用を開始する前まで使用許可申請ができることを認め、公民館の利便性の向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるためでございます。資料の最終ページの説明書をご覧ください。改正理由として、文化勤労会館内の西公民館と、熊之庄にある東公民館の 2 つの施設の使用に際し、過去 1 年以内に公民館、文化会館及び勤労福祉会館において使用の許可を受けたことがある者に限り、当日、借りたい使用施設が空いている場合は、これまで 2 日前までの申請を、当日申請も可能としたもので、公民館の利便性を図ることを目的にしたものでございます。文化勤労会館は、西公民館と文化会館、勤労福祉会館から構成されておりますので、ここでいう、「公民館、文化会館及び勤労福祉会館」とは、文化勤労会館と東公民館を指すものと理解していただければと存じます。また、1 年以内に使用許可を受けた者に限定したのは、使用実績があり、条例に抵触していない、信頼に足る個人、団体であることを条件に謳っているものでございます。なお、文化勤労会館内の大ホールと併用利用する場合は、事前の準備も必要なところから、その使用申請は従来のおり使用日の 1 箇月前までとさせていただきます。本改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）



**教育長（吉田文明）**

当日、部屋が空いていれば使えるということですか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

当日利用を可能とするための規則の改正でございます。

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第12号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第12号 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第13号 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第13号、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。提案理由としまして、公民館と同様で、文化勤労会館内にあります文化会館も、過去1年以内に公民館、文化会館及び勤労福祉会館において、使用許可を受けたことがある場合は、当日申請も認め、文化会館の利便性の向上を図るとするものでございます。説明書にあります、改正理由も公民館と同じ理由となっており、施行期日も同じ4月1日からの施行です。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第13号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第13号 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第14号 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第14号 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。提案理由としまして、文化勤労会館内に在ります勤労福祉会館も、公民館、文化会館と同じ理由でありまして、過去1年以内に公民館、文化会館及び勤労福祉会館において、使用許可を受けたことがある場合は、当日申請も認め、文化会館の利便性の向上を図るとするものでございます。説明書にあります、改正理由も同じ理由で、施行期日も同じ4月1日からの施行です。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第14号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第14号 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第15号 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

議案第15号の北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明します。提案理由としましては、総合体育館の使

用に際し、過去1年以内に総合体育館及び総合運動広場等において使用実績のある者に限り、使用を開始する前までに使用許可申請ができることを認め、総合体育館の利便性の向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正理由については、6枚目の説明書をご覧ください。現行の規則では、総合体育館の専用使用をしようとする者は、使用日の7日前までに使用許可申請書を提出することとなっておりますが、過去1年以内に総合体育館、総合運動広場等のスポーツ施設の使用実績がある者に限り、使用施設が空いている場合に当日でも使用許可申請ができることを認めるものでございます。ただし、アリーナ・柔道場・剣道場・多目的ホールの競技施設については、当日、個人で使用する方に個人利用として開放しており、その個人利用者に配慮し、従前どおり7日前までの申請といたします。なお、当日の使用許可申請ができる者を1年以内に使用実績がある者に限定した理由は、公民館などと同様に過去の使用状況から条例の使用制限に抵触していない、信頼できる者と判断できることから限定をするものでございます。また、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第15号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第15号 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第16号 北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

議案第16号の北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明します。提案理由としましては、ソフトボール球場の使用に際し、過去1年以内に総合運動広場及び総合体育館等

において使用実績のある者に限り、使用を開始する前までに使用許可申請ができることを認め、ソフトボール球場の利便性の向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正理由及び施行期日については、議案第15号の総合体育館と同様となりますが、ソフトボール球場については、個人利用の開放はしておりませんので、利用者全ての方が、当日使用前までの使用許可申請が可能となるものでございます。説明は以上でございます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第16号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第16号 北名古屋市ソフトボール球場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第17号 北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局からお願いします。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

議案第17号の北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明します。提案理由としましては、市内11か所にごございます運動広場等の使用に際し、過去1年以内に総合運動広場及び総合体育館等において使用実績のある者に限り、使用を開始する前までに使用許可申請ができることを認め、運動広場等の利便性の向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正理由及び施行期日については、議案第16号のソフトボール球場と同様となっております。説明は以上でございます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第17号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第17号 北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第18号 北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。説明を事務局課からお願いいたします。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

議案第18号の北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明します。提案理由としましては、総合運動広場の使用に際し、過去1年以内に総合運動広場及び総合体育館等において使用実績のある者に限り、使用を開始する前までに使用許可申請ができることを認め、総合運動広場の利便性の向上を図るため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正理由及び施行期日については、こちらも議案第16号のソフトボール球場と同様となっております。なお、スポーツ課が所管しております施設の規則改正は以上となりますが、学校施設開放につきましても、学校との連絡期間や緊急的な学校活動での使用など、学校教育活動に支障をきたす可能性があるため、使用7日前までの申請を継続し、今回、改正は行わないものでございます。説明は以上でございます。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明について、ご質問等ございますか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第18号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第18号 北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

**教育長（吉田文明）**

非公開としました、議案第19号 教職員の人事異動についてを議題といたします。説明を事務局からお願いします。

（内容については非公開）

**教育長（吉田文明）**

以上で、議事を終了とします。

連絡事項について、事務局より説明を受けることにします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

○名古屋城本丸御殿完成公開記念「夢童由里子の世界展」の案内

**学校教育課主幹（安井政義）**

○平成30年度教職員退職辞令伝達式の開始時刻の変更について

○臨時で開催する次回の会議について

○小中学校卒業証書授与式の告辞文の確認について

**教育長（吉田文明）**

これをもちまして、平成31年3月の北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後4時55分 閉会 >